

○厚生労働省告示第二十九号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十二条第一項第二号ロの規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成二十六年厚生労働省告示第四百六十二号）の一部を次の表のように改正し、令和元年七月一日から適用する。

令和元年六月十日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後

三・四 (略)	一 (略)	<p>二 令第二十二條第一項第二号ロの医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病（法第六條の二第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。）による身体の状況又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であつて、次の表の上欄に掲げる疾患群のいずれかについて、同表の下欄に掲げる治療状況等の状態にあると認められるもの</p>
	治療状況等の状態	
	疾患群	
	(略)	
	先天性代謝異常	
常	発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、三月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの	
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	
(略)	(略)	

改正前

三・四 (略)	一 (略)	<p>二 令第二十二條第一項第二号ロの医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病（法第六條の二第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。）による身体の状況又は当該小児慢性特定疾病に係る治療の内容に照らして療養に係る負担が特に重い者として厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等であつて、次の表の上欄に掲げる疾患群のいずれかについて、同表の下欄に掲げる治療状況等の状態にあると認められるもの</p>
	治療状況等の状態	
	疾患群	
	(略)	
	先天性代謝異常	
常	知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	
神経・筋疾患	発達・知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	
慢性消化器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの	
皮膚疾患	発達・知能指数が二十以下であるもの又は一歳以上の児童において寝たきりのもの	
(略)	(略)	

